

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

組織及び事務分掌の見直しのため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(職の設置及び職務)	(職の設置及び職務)
第3条 ……略……	第3条 ……略……
2～5 ……略……	2～5 ……略……
<u>6</u> ……略……	<u>6</u> 教育支援課に特別支援学級開設準備担当係長を置く。担当係長は、 特別支援学級開設に係る特定事項について課長を補佐する。
(事務分掌)	(事務分掌)
第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。
教育部	教育部
教育総務課 ……略……	教育総務課 ……略……
学務課 ……略……	学務課 ……略……
指導課 ……略……	指導課 ……略……
教育支援課 ……略……	教育支援課 ……略……
学校給食課 ……略……	学校給食課 ……略……
生涯学習推進センター	生涯学習推進センター
管理係 生涯学習施策の推進に関すること。	管理係 生涯学習施策の推進に関すること。
(1)～(8) ……略……	(1)～(8) ……略……
(9) <u>施設予約システム</u> に関すること。	(9) <u>生涯学習情報システム</u> に関すること。
(10)～(13) ……略……	(10)～(13) ……略……
生涯学習係 ……略……	生涯学習係 ……略……
市民交流大学係 ……略……	市民交流大学係 ……略……

柴崎学習館係	……略……	柴崎学習館係	……略……
砂川学習館係	……略……	砂川学習館係	……略……
西砂学習館係	……略……	西砂学習館係	……略……
高松学習館係	……略……	高松学習館係	……略……
錦学習館係	……略……	錦学習館係	……略……
幸学習館係	……略……	幸学習館係	……略……
文化財係	……略……	文化財係	……略……
2	……略……	2	……略……

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。